

令和7年度 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施予定の施設について

1 目的

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の設置認可を行うため、児童福祉法の規定に基づき、新潟市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会の意見を伺うもの。

2 事業実施予定施設一覧

No.	区	施設名称	施設住所	施設種別	実施方法	R6試行的 事業実施
1	北	つくしこども園	北区東栄町1丁目1-66	認定こども園	余裕活用型	
2	東	中道山こども園	東区幸栄2丁目18-8	認定こども園	余裕活用型	
3	東	ふなえこども園	東区船江町1丁目50-33	認定こども園	余裕活用型	●
4	東	ニチキッズはなみずき保育園	東区はなみずき1丁目16-12	小規模保育施設	余裕活用型	●
5	中央	サロン・ド・ひまわり上近江保育園	中央区上近江2丁目261-1	小規模保育施設	一般型(在園児と合同)	
6	中央	サロン・ド・ひまわり医学町保育園	中央区医学町通2番町10-1	小規模保育施設	余裕活用型	●
7	秋葉	ニチキッズさつき野駅前保育園	秋葉区北上2丁目17-4	小規模保育施設	余裕活用型	
8	西	翠松保育園	西区寺尾上2丁目3-73	保育園	一般型(在園児と合同)	
9	西	令和保育園	西区小新西2丁目16-3	小規模保育施設	余裕活用型	●
10	西	ニチキッズこばり南保育園	西区小針4丁目33-4	小規模保育施設	余裕活用型	
11	西蒲	風の子保育園	西蒲区巻甲1740	保育園	余裕活用型	●

<参考条文>

○ 児童福祉法 (S22年12月12日法第164号)

第6条の3

第23項 この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

第34条の15

第2項 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

第4項 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第34条の16

第1項 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

第2項 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数
- 二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの